



石積工における胴込コンクリート等の取り扱いについて（通知）

技術基準の種類: 技術管理
通知日: 平成10年11月10日

事務連絡
平成10年11月10日

各土木事務所長様

管理課企画室長

石積工における胴込コンクリート等の取り扱いについて（通知）

このことについて、下記のとおりとしますので関係職員に周知方よろしくをお願いします。

記

- 1 河川護岸と兼用する道路路側の擁壁の場合
兼用護岸の場合、石積み工とコンクリートブロック積みとを同様に扱うこととする。そのため、石積み工では控え長部分（自然石＋胴込めコンクリート 400mm）の単位長さ当たりの重量（自然石の単位体積重量はコンクリートと同じとする。）がコンクリートブロック積みに比べ不足するため、胴込めコンクリートを50mm厚くすることとする。（図-1参照）
なお、裏込めコンクリートは、小構造物設計図集第2章1ブロック積みのうち裏込めコンクリートの使用区分に準じる。
- 2 河川護岸の場合
河川護岸の胴込めコンクリートは控え長部分（自然石＋胴込めコンクリート 400mm）とする。

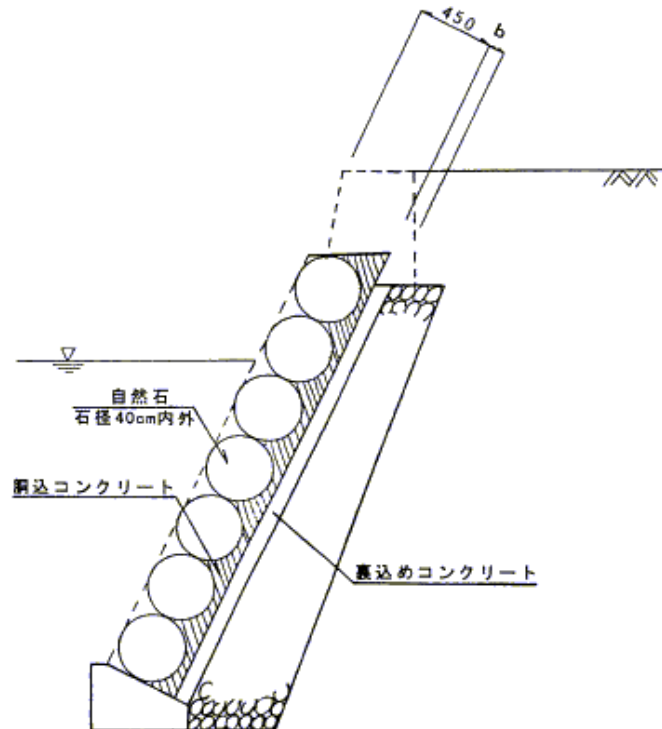


図-1 河川兼用護岸の場合